

平成21年1月5日

株主様へ

京都市下京区西七条東久保町55番地  
第一工業製薬株式会社  
代表取締役社長 大柳 雅利

### 当社定款に関するお知らせ

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）が本日施行されたことに伴い、当社の定款は株券発行の定め廃止等、実質的に以下のとおりとなっております。

なお、本件に係る定款変更につきましては、本年6月下旬開催予定の第145期定時株主総会に付議し、株主様のご審議をいただく予定です。

#### 1. 廃止したものとみなされる当社定款の内容は次のとおりです。

（株券の発行）

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

#### 2. 無効となりました当社定款の内容は次のとおりです（下線部が無効となる箇所）

（単元株式数および単元未満株券の不発行）

第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

（単元未満株式についての権利）

第10条 第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- （4）次条に定める請求をする権利

（株主名簿管理人）

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

以上